

総括表

平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	24,650,200.5 人	474,374.0 人	1.92 %	43,569 / 89,359	48.8 %
		[386,606 人]			
	(24,122,923.0 人)	(453,133.5 人)	(1.88 %)	(41,485 / 87,935)	(47.2 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	303,672.0 人	7,436.0 人	2.45 %	41 / 42	97.6 %
		[6,586 人]			
	(300,731.0 人)	(7,371.5 人)	(2.45 %)	(40 / 40)	(100.0 %)
行政機関	275,271.5 人	6,682.5 人	2.43 %	32 / 33	97.0 %
		[5,915 人]			
	(272,279.5 人)	(6,625.5 人)	(2.43 %)	(31 / 31)	(100.0 %)
立法機関	3,579.0 人	84.5 人	2.36 %	5 / 5	100.0 %
		[71 人]			
	(3,567.0 人)	(84.5 人)	(2.37 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	24,821.5 人	669.0 人	2.70 %	4 / 4	100.0 %
		[600 人]			
	(24,884.5 人)	(661.5 人)	(2.66 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	324,593.5 人	8,474.0 人	2.61 %	150 / 155	96.8 %
		[6,509]			
	(323,789.5 人)	(8,344.0 人)	(2.58 %)	(146 / 156)	(93.6 %)
都道府県 知事部局	256,431.0 人	6,767.0 人	2.64 %	47 / 47	100.0 %
		[5,091 人]			
	(256,232.0 人)	(6,655.0 人)	(2.60 %)	(46 / 47)	(97.9 %)
その他の 都道府県 機関	68,162.5 人	1,707.0 人	2.50 %	103 / 108	95.4 %
		[1,418 人]			
	(67,557.5 人)	(1,689.0 人)	(2.50 %)	(100 / 109)	(91.7 %)

※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうちの1機関は、公表日時点で達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,077,738.5 人	26,139.5 人	2.43 %	2,054 / 2,333	88.0 %
		[19,849 人]			
	(1,075,882.5 人	25,913.5 人)	(2.41 %)	(2,028 / 2,344)	(86.5 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの58機関は、公表日時点で達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	661,899.0 人	14,448.5 人	2.18 %	100 / 125	80.0 %
		[11,239 人]			
	(661,646.5 人)	(14,216.5 人)	(2.15 %)	(88 / 119)	(73.9 %)
都道府県 教育委員会	574,508.5 人	12,626.5 人	2.20 %	35 / 47	74.5 %
		[9,809 人]			
	(574,343.0 人	12,369.5 人)	(2.15 %)	(28 / 47)	(59.6 %)
市町村 教育委員会	87,390.5 人	1,822.0 人	2.08 %	65 / 78	83.3 %
		[1,430 人]			
	(87,303.5 人	1,847.0 人)	(2.12 %)	(60 / 72)	(83.3 %)

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関のうちの4機関は、公表日時点で達成済み。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	421,292.0 人	9,927.0 人	2.36 %	245 / 330	74.2 %
		[7,568 人]			
	(411,014.5 人)	(9,527.5 人)	(2.32 %)	(241 / 330)	(73.0 %)
独立行政法人 等(国立大学 法人等を除く)	206,311.5 人	5,151.0 人	2.50 %	77 / 90	85.6 %
		[3,966 人]			
	(204,476.5 人	(4,959.5 人)	(2.43 %)	(79 / 99)	(79.8 %)
国立大学法人等	145,448.0 人	3,313.0 人	2.28 %	69 / 90	76.7 %
		[2,469 人]			
	(143,447.0 人	(3,269.5 人)	(2.28 %)	(70 / 90)	(77.8 %)
地方独立行政 法人等	69,532.5 人	1,463.0 人	2.10 %	99 / 150	66.0 %
		[1,133 人]			
	(63,091.0 人	(1,298.5 人)	(2.06 %)	(92 / 141)	(65.2 %)

※独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの7機関は、公表日時点で達成済み。

※国立大学法人等のうち未達成であった機関のうちの10機関は、公表日時点で達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの1機関は、公表日時点で達成済み。

- 注
- 1

1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2

2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3

各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4

法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5

()内は、平成27年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6

「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。